

随意契約理由書

工事名：村野浄水場 監視制御設備改良工事（後ろ過施設分ほか）

本件は、村野浄水場階層系後ろ過施設整備工事、送水管理センターほか伝送システム更新工事及び村野浄水場ほか水質計器設備改良工事に伴い、村野浄水場に設置している浄水中央監視制御設備を改良するものである。

本設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良を行うにあたっては製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本改良工事は当該設備を設計・製作及び設置した三菱電機株式会社以外行うことができない。

よって、地方公営企業法施行令第21 条の13 第1 項第2 号の規定により、三菱電機株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13 条（同運用第13 条関係第1 項第1 号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 階層系浄水施設オゾン設備補修工事

本件は、村野浄水場の階層系浄水施設に設置しているオゾン設備の補修を行うものである。

本設備は、メーカー独自に設計、製作されたもので、補修を行うにあたっては、仕様、構造及びシステム全体の特性を熟知している必要がある。

このため、本補修は、当該設備を設計、製作及び設置をした水 ing エンジニアリング株式会社以外行うことができない。

ついては、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、水 ing エンジニアリング株式会社西日本支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場ほか 監視制御設備改良工事

本工事は、庭窪浄水場、大庭浄水場、三島浄水場、万博公園浄水施設、一津屋取水場に設置している監視制御設備の改良を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事の施工に当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 大庭浄水場ほか 監視制御設備改良工事

本工事は、庭窪浄水場、大庭浄水場、三島浄水場、万博公園浄水施設、一津屋取水場に設置している監視制御設備の改良を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事の施工に当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備補修工事

本件は、庭窪浄水場に設置している粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本補修工事が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、日立造船株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 庭窪浄水場 排泥ポンプ設備修繕

本件は、庭窪浄水場の生物処理棟に設置している排泥ポンプ設備の修繕を行うものである。

本件の対象である排泥ポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所が維持管理業務を移管している株式会社日立産機テクノサービス 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立産機テクノサービス大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 大庭浄水場 N 2 沈澱池急速攪拌機修繕

本件は、大庭浄水場のN 2 沈澱池に設置している急速攪拌機の修繕を行うものである。

本設備は、急速攪拌池に注入される凝集剤と原水を急速攪拌するものである。

現在、同設備の攪拌軸が破断しており、攪拌翼を回転させることができない状態となっており、同設備を正常に運転させることができない場合、今後、現在停止中のN 2 沈澱池を運用する際に、十分な攪拌を行う（凝集効果を得る）ことができず、浄水運用に支障をきたすおそれがあるため、緊急に修繕する必要がある

本修繕は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定による「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、本設備の製造及び設置者であり、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている月島 J F E アクアソリューション株式会社西日本支社に対応の可否を問合わせたところ、対応が可能である旨の回答を受けたことから、同者と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 7 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 三島浄水場 緩速攪拌設備補修工事

本件は、三島浄水場の2系沈澱池に設置している緩速攪拌設備の補修を行うものである。

本件の対象である緩速攪拌設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本補修が可能な者は、本設備を設計・製作した住友重機械工業株式会社が分社化に伴い事業承継した住友重機械エンバイロメント株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 万博公園浄水施設ほか バルブ及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか 48 箇所に設置しているバルブ及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 排水処理設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか4か所に設置している排水処理設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である排水処理設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した月島 J F E アクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 大阪支社 西日本営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 減速機設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか4箇所に設置している減速機設備の補修を行うものである。

本件の対象である減速機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した住友重機械工業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、住友重機械工業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 万博公園浄水施設ほか オゾン設備及び水道設備補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか 9 箇所に設置しているオゾン設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるオゾン設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社荏原製作所、水 ing エンジニアリング株式会社が維持管理業務を移管している朝日企業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 美陵ポンプ場ほか バルブ補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団 美陵ポンプ場ほか 55 箇所を設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】万博公園浄水施設ほか バルブ補修工事その3

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか 34 箇所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した前澤工業株式会社が維持管理業務を移管している株式会社前澤エンジニアリングサービス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】三島浄水場ほか ITV 設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 三島浄水場ほか 6 箇所に設置している ITV 設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である ITV 設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している西菱電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、西菱電機株式会社 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 高圧電気設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 庭窪浄水場ほか 10 箇所に設置している高圧電気設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である高圧電気設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所、株式会社日立インダストリアルプロダクツ及び株式会社日立プラントサービスが維持管理業務を移管している株式会社日立産機テクノサービス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 岸和田ポンプ場ほか 無停電電源設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 岸和田ポンプ場ほか2箇所に設置している無停電電源設備の補修を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社GSユアサが維持管理業務を移管している株式会社GSユアサ フィールディングス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社GSユアサ フィールディングス 関西支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 大庭浄水場ほか 高圧電気設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 大庭浄水場ほか6箇所を設置している高圧電気設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である高圧電気設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している三菱電機プラントエンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随 意 契 約 理 由 書

【件名】 磯島取水場ほか 電動機設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 磯島取水場ほか 1 箇所を設置している電動機設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である電動機設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社明電舎が維持管理業務を移管している株式会社明電エンジニアリング一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社明電エンジニアリング 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比 較 見 積 り の 省 略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか ポンプ設備補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団村野浄水場ほか 5 箇所に設置しているポンプ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社電業社機械製作所及び株式会社鶴見製作所が維持管理業務を移管している株式会社守谷商会一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社守谷商会 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件 名】 高槻ポンプ場 1号送水ポンプ修繕

本件は、高槻ポンプ場1号送水ポンプの起動及び保護に必要な冷却水用フローリレーの動作不良が判明したため緊急で修繕を行うものである。

当該ポンプは予備機が無く、常に健全な状態を維持しておかなければ、送配水運用に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、緊急に修繕する必要がある。

ついては、本装置を設計・製作した株式会社荏原製作所が維持管理業務を移管している朝日企業株式会社に本修繕の施工の可否を問い合わせたところ、直ちに資機材、労力を手配できる旨の回答を得た。

よって、正確かつ早急に対応するため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき同者と随意契約するものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 北部第 1（彩都）ポンプ場ほか 監視制御設備補修工事

本件は、北部第 1（彩都）ポンプ場ほか 4 箇所に設置している監視制御設備の補修を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した島津システムソリューションズ株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、島津システムソリューションズ株式会社 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随 意 契 約 理 由 書

工事名： 枚岡ポンプ場 バルブ改良工事

本件は、枚岡ポンプ場に設置しているバルブ設備の改良を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件 名：八尾ポンプ場 非常用発電機棟建具等修繕

■災害及び設備機器等の故障に伴う業務

①水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障を来す場合に行う応急業務

＜随意契約ガイドライン 第4号 【物品・委託役務関係業務】(ア)①＞

(具体的な内容)

本件は、八尾ポンプ場非常用発電機棟の建具等の修繕を行うものである。

非常用発電機棟の搬入扉等が台風による強風の影響で破損したことから建屋内に風雨が吹き込み監視設備等に損傷を生じる恐れがあるため緊急修繕により木製の仮設壁を設置した。

また、消防法の規定により木製の仮設壁では非常用発電機の運転ができず、停電時など非常時に工業用水道の運用ができないことから別途緊急に耐火構造に修繕する必要があったため八尾ポンプ場建築物補修工事を受注していた総合建造舎株式会社に施工の可否を確認したところ施工が可能であることが分かった。

ついては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により省略する。

随意契約理由書

案件名：分岐量水器改良工事その２（東部水道事業所管内）

本件は、交野市・茄子作分岐ほかに設置されている電磁式水道メーターの更新を行うものである。

６月１７日に一般競争入札を実施した結果、予定価格内での入札がなく入札執行を取り止め、６月２０日に再度入札を行ったが、同様に予定価格内での入札がなく入札執行を取り止めた。

このため、再度入札に参加した愛知時計電機株式会社 大阪支店に確認したところ、予定価格内での履行が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定により同者と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 9 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名称： 美陵ポンプ場ほか圧力監視設備改良工事

契約番号： 06－23－ 改－0120

06－23－工改－0111

本工事は、美陵ポンプ場ほか2箇所を設置されている圧力監視設備の部品交換等を行うものである。

本工事の対象である圧力監視設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、部品交換等の工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した富士電機株式会社が部品交換等の工事を移管しているメタウォーター株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、メタウォーター株式会社 関西営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

工事名称： 美陵ポンプ場 バルブ設備改良工事

契約番号： ０６－２３－改－０１２８

０７－２３－改－０１０６

本件は、美陵ポンプ場に設置している電動バルブ駆動装置の更新を行うものである。

本件の対象である駆動装置は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は本設備を設計・製作した株式会社クボタが、駆動装置更新等の工事を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

工事名称： 富田林ポンプ場ほか バルブ設備改良工事

契約番号： ０７－２３－改－０１０７

本件は、富田林ポンプ場ほか 1 箇所に設置している電動バルブ駆動装置の更新を行うものである。

本件の対象である駆動装置は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良工事を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は本設備を設計・製作した前澤工業株式会社が、駆動装置更新等の工事を移管している株式会社前澤エンジニアリングサービス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社前澤エンジニアリングサービス大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。